**香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請手続の流れ**

　令和3年3月作成

　　　　　　　　　香南市環境対策課

の部分について、必要に応じ書類(**必要書類は１部**)を提出していただきます。

**１．補助金の交付申請**

　システムに係る設置工事の着工前に、香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第１号)を提出してください。

交付申請書には次の書類を添付してください。

(１)経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し

　原則として、工事請負契約書等に記載の工事開始予定日は、補助金交付申請書記載の工事着工予定日と同一であること。

(２)システムを設置しようとする住宅の位置図

　　住宅地図等に設置場所を赤色で明記

(３)工事着工前の現況写真

　　・写真はカラー写真又はカラー印刷で提出

　　・デジタルカメラの写真の場合は、A４サイズでカラー印刷し、補助金申請者名、設置場所を記入

　　・対象システムを設置した建物等の全体写真でシステム設置予定箇所が確認できるもの（新築の場合で、申請時に建物がない場合は、現況の写真。）

　　・紙焼き写真の場合は、写真の裏面に補助金申請者名、設置場所を記入し、A4サイズ用紙に貼り付け、また、その用紙にも補助金申請者名、設置場所を記入

(４)自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書(新築等で共有名義の場合も必要)

(５)太陽光発電システム設置計画書(別紙１)

(６)同意書(別紙２)

**２．補助金の交付決定**

　交付申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金を交付決定したときは、香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書により通知します。

**３．太陽光発電システムの設置**

　システムの設置は、必ず補助金の交付決定があってから着工してください。

**４．計画変更の承認**

(計画に変更があった場合のみ)

　補助金の交付の決定を受けた者(補助事業者)は、申請した補助事業の内容について変更(工事の期間、設置の廃止及び中止を含む)をする場合は、直ちに香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更(廃止)届(様式第３号)及び太陽光発電システム設置計画変更書(別紙１)を提出してください。

　変更届けを受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認決定通知書により当該補助事業者に通知します。

**５．補助金の実績報告**

補助事業完了後、申請日の属する年度の３月３１日までに速やかに香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第５号)を提出しなければなりません。

　工事終了日(新築の場合は住宅引渡し日)が当該年度３月末以前で、補助事業完了後、申請日の属する年度の３月３１日までに速やかに実績報告書を提出できることが、交付の要件となりますので、ご注意ください。

　実績報告書に、次の書類を添付

(１)住民票の写し

（交付申請時に同意書の提出がある場合、省くことができます）

(２)システムの設置状況が確認できる写真(太陽電池モジュールの設置状況、インバータ、接続箱等の写真)

　　・対象システムを設置した建物等の全体写真で太陽電池モジュールの設置が確認できるもの。

　　・対象システムが設置されている全箇所の写真で、太陽光電池モジュール全ての枚数が確認できるもの

　　・写真はカラー写真又はカラー印刷で提出

　　・デジタルカメラの写真の場合は、A４サイズでカラー印刷し、補助金申請者名、設置場所を記入

　　・紙焼き写真の場合は、写真の裏面に補助金申請者名、設置場所を記入し、A4サイズ用紙に貼り付け、また、その用紙にも補助金申請者名、設置場所を記入

(３)システムの設置費に係る領収書の写し

(４)電力事業者と電力受給契約書又は電力事業者の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写し

(５)施行業者の竣工検査の試験記録書の写し（事業者任意様式）

(６)太陽光発電システム設置報告書(別紙１)

**６．補助金の確定**

　実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書により補助事業者に通知します。

**７．補助金の請求**

　補助金の確定を受けた補助事業者は、香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第７号)を提出してください。

　振り込み口座は、原則として補助事業者の口座となります。

**８．補助金の支払い**

　香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書に指定された口座に決定された金額が振り込まれます。なお、振り込みには一定の時間がかかります。

**９．遵守事項**

　補助事業者は、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければなりません。

**１０．処分の承認**

　補助事業者は、システムの法定耐用年数（１７年）の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(様式第８号)を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

**１１．補助金の交付決定の取り消し等及び返還**

　補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができます。

(１)不正の手段により補助金を受けたとき

(２)補助金の交付の条件に違反したと

(３)市長が不適当と認めたとき

　補助金の交付の決定を取り消したとき、又は補助事業者が第１条の目的以外に補助金を使用したときは、その相当する金額について期限を定めて返還することとなります。

**１２．協力**

　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、環境価値を活かした取組み等に対しその他の協力を求めることがあります。